

千葉県宿泊税（案）について

令和 8 年 6 月 2 6 日
 千葉県商工労働部観光政策課
 千葉県総務部税務課

【税制度の概要】

項目	内容
名称	千葉県宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする
課税客体	県内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税率	定額制 150 円（今回の枠組みで試算すると年間約 42 億円程度の税収見込み） ※市町村が独自に宿泊税を導入する場合も県の税率は変更なし
免税点	なし
課税免除	教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者 ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満 3 歳以上の幼児又はその引率者 ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者
徴収方法	特別徴収 ※宿泊事業者に特別徴収義務者となっただき、宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ申告納入していただく
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3 ヶ月分まとめた申告納入を可能とする
特別徴収義務者報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して 2.5%を交付 ※導入当初 5 年間は 0.5%を加算して 3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に 0.5%を加算して 3.5%とする
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
使途	1 県全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくりに向けた取組 2 市町村への交付金 3 徴税に係る事務費等
市町村配分	税収の 1/3 を市町村に交付金として交付 ※交付額は、税収の 1/3 の 8 割を各市町村の宿泊者数、残りの 2 割を各市町村の旅行者数に応じて按分して算出
財源管理	宿泊税基金を設置し管理
使途検証	検証組織を設置することとし、詳細は有識者、宿泊事業者等で構成する「第 4 次観光立県ちば推進基本計画」の策定懇談会で検討
制度見直し	施行後 5 年を目途に検討を行う
導入時期等	令和 8 年 12 月議会に条例上程し、令和 10 年 9 月の導入を目指す